

2007年6月29日

各位

三井化学株式会社

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、昨年11月から公正取引委員会の調査を受けておりましたガス用ポリエチレン管及び同継手に関する独占禁止法違反の件につき、本日、同委員会より、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

当社では、「法令・ルールの遵守」を当社グループ行動指針の冒頭に掲げ、役員・社員全員に周知徹底するとともに、独占禁止法に関しても、遵守のための諸施策を講じてまいりましたが、このような事態を招いてしまいましたことは誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

この排除措置命令及び課徴金納付命令の概要並びに当社の対応は下記のとおりです。当社と致しましては、このたびの事態を厳粛かつ真摯に受け止め、再発防止策の一層の強化、徹底を図り、信頼回復に努めてまいる所存であります。

記

1. 排除措置命令の概要

(1) 認定事実

当社を含むガス用ポリエチレン管及び同継手(以下「PE管等」)の製造販売業者は、同業者により構成される「ガス用ポリエチレン管協会」の総務委員会の会合の場において、2004年7月頃以降、原料価格高騰等を受け、PE管等の販売価格の引上げに関する情報交換を行い、価格引上げを行うことに合意した。

(2) 命令内容

次の各号の措置を実施しなければならない。

取締役会等の業務執行決定機関において、当該価格引上げの合意が消滅していることの確認及び今後PE管等の価格を自主的に決める旨の決議

前号の決議をしたことと同業他社、取引先及び需要者への通知並びに従業員に対する周知徹底

今後、他社と共同してPE管等の販売価格を決定しないこと

独占禁止法遵守に関する行動指針の作成又は改定、定期的な研修・監査の実施

前各号に基づいて採った措置の公正取引委員会に対する報告

2. 課徴金納付命令の概要

(1) 納付すべき課徴金の額：7億8769万円

(2) 納付すべき期限：2007年10月1日

3. 当社の対応

(1) 両命令への対応

当社は、昨年11月の公正取引委員会の調査開始以降、顧問弁護士等により厳正に関係者の事情聴取を行い、鋭意事実関係の調査を行ってまいりました。その結果、ガス用ポリエチレン管協会の総務委員会の場において、PE管等の価格引上げに関する情報交換等が行われていた事実が確認されたことから、上記の両命令を厳粛かつ真摯に受け止め、両命令を応諾する方針であります。

なお、課徴金につきましては、2007年3月期決算において全額の特別損失を計上済であり、本年度(2008年3月期)の業績に影響はありません。

(2) 再発防止策

当社は、独占禁止法の遵守徹底のために、従来から、「独占禁止法遵守規則」の制定、「独占禁止法遵守マニュアル」・「コンプライアンス・ガイドブック」・「同業者との情報交換ガイドライン」の作成及び全職場での周知徹底、毎年定期的な「独占禁止法遵守教育」などを実施するとともに、事業部が製品価格を改定する際の「独占禁止法遵守確認手続」など遵守のための対策を全社を挙げて実施してまいりました。

これにもかかわらず、誠に遺憾ながら、遵守意識が十分に徹底できておらず、原料価格が高騰するという状況の中、ガス用ポリエチレン管協会という業界団体の場において、当社の指示に反し、かつ上司にも報告無く、担当者が価格引上げに関する同業者間の情報交換に加わっていたものであります。

したがって、当社と致しましては、独占禁止法違反行為の徹底的な排除のため、ガス用ポリエチレン管協会はもちろん、営業担当者を構成員とする会合のあるすべての業界団体から退会し、又はかかる会合へは不参加とするとともに、営業担当者が同業者と面談する際の書面による事前承認手続・事後報告手続を導入致しました。

今後は、全営業担当者に対する弁護士による独占禁止法教育をさらに徹底して行っていくとともに、前述した遵守のための諸施策が確実に実施されていることのモニタリングも強化して参ります。

更に、担当者が法令遵守につき疑問を持ったら必ず上司や専門部署に相談する、風通しの良い組織風土とするために、全社を挙げて意識改革を進める所存であります。

また、当社では、従来より、法令・ルール違反をした社員に対する懲戒処分事例を社内に周知することにより再発防止を図ってきておりますが、今回の独占禁止法違反に関係した社員及びその上司の事業部長についても、当社規則に基づく厳正な懲戒処分を実施し、社内に周知することと致します。

(3) 役員報酬の返上

今回の独占禁止法違反により、関係各位に多大なご迷惑をおかけしたことに対する経営としての深い反省の意を込めて、会長、社長、機能化学品事業グループ担当の副社長、リスク管理委員会担当の専務取締役、並びにリスク管理委員会事務局である総務部及び法務部副担当の常務執行役員が、以下のとおり報酬を返上することと致しました。(役職は本年6月1日現在)

・会長	中西 宏幸	30%(2ヶ月)
・社長	藤吉 建二	30%(2ヶ月)
・副社長	富永 紘一	20%(2ヶ月)
・専務取締役	谷川 進治	10%(2ヶ月)
・常務執行役員	山下 勝也	10%(1ヶ月)

以上

本件に関するお問合せ先

三井化学株式会社 CSR・広報部 03-6253-2100